

平成24年 6 月臨時会

宮古地区広域行政組合議会会議録

平成24年 6 月 1 日 開会

平成24年 6 月 1 日 閉会

宮古地区広域行政組合

宮古地区広域行政組合告示第8号

平成24年6月宮古地区広域行政組合議会臨時会を次のとおり招集する。

平成24年5月25日

宮古地区広域行政組合
管理者 宮古市長 山 本 正 徳

1 期 日 平成24年6月1日（金）午後1時

2 場 所 宮古市役所新里総合事務所議場

3 付議事件

（1）公用車の事故に関する専決処分について

（2）平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

（3）宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

平成 2 4 年 6 月 宮 古 地 区 広 域 行 政 組 合 議 会 臨 時 会

平成 2 4 年 6 月 1 日（金曜日）

午後 1 時開議

議 事 日 程

諸報告

- | | | |
|-----|---|---|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 報告第 1 号 公用車の事故に関する専決処分について |
| 日程第 | 4 | 議案第 1 号 平成 2 4 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 | 5 | 議案第 2 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部
を改正する条例 |

出席議員（１２名）

1 番	佐々木	久 任 君	2 番	内 舘	勝 則 君
3 番	加 藤	久 民 君	4 番	黒 沢	一 成 君
5 番	宇都宮	勝 幸 君	6 番	工 藤	小百合 君
7 番	合 砂	丈 司 君	9 番	松 本	尚 美 君
1 0 番	山 崎	幸 男 君	1 1 番	山 崎	泰 昌 君
1 2 番	小松山	久 男 君	1 3 番	茂 市	敏 之 君

欠席議員（１名）

8 番	工 藤	求 君
-----	-----	-----

説明のための出席者

管 理 者 宮 古 市 長	山 本 正 徳 君
事 務 局 長	小 野 寺 善 彦 君
総 務 課 長	岩 田 直 司 君
施 設 課 長	鈴 木 登 志 美 君
副 主 幹	大 久 保 一 吉 君
消 防 長	野 沢 浩 二 君
消 防 次 長 兼 消 防 課 長	永 田 秀 昭 君
総 務 課 長	工 藤 久 也 君

◎開 会

- 議長（茂市敏之君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しましたので、これより平成24年6月宮古地区広域行政組合議会臨時会を開会いたします。
-

◎諸報告

- 議長（茂市敏之君） ただいまから議事に入ります。

諸報告を行います。

管理者から地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成23年度宮古地区広域行政組合一般会計繰越明許費繰越計算書及び計算調書の提出があり、既にその写しを配付しておりますので、ご了承願います。

◎会議録署名議員の指名

- 議長（茂市敏之君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、9番、松本尚美君、10番、山崎幸男君を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長（茂市敏之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期については、議会運営委員会で審議した結果、本日1日間としたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定いたしました。

◎報告第1号 公用車の事故に関する専決処分について

- 議長（茂市敏之君） 日程第3、報告第1号 公用車の事故に関する専決処分についてを議題といたします。

内容の説明を求めます。

小野寺事務局長。

- 事務局長（小野寺善彦君） 報告の1－1ページをお開き願います。

報告第1号 公用車の事故に関する専決処分についてご説明いたします。

本件については、平成24年4月16日に損害賠償の相手方と社団法人全国市有物件災害共済会との間で示談が成立しているものでございます。

それでは、専決処分の内容を朗読して、報告に代えさせていただきます。

報告第1号 公用車の事故に関する専決処分について。

公用車の事故に係る損害賠償に関し、その損害賠償の額の決定について地方自治法第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により

報告する。

1、専決処分した年月日、平成24年4月17日。

2、損害賠償の相手方、報告に記載のとおりでございます。

3、損害賠償の額、8,106円。

4、損害賠償の原因、平成24年2月6日午前11時40分頃、災害廃棄物運搬作業中のダンプトラックが、宮古市千徳第14地割地内の搬入道路において、道路工事で停車中のトラックに接触し、相手車両の右側ドアミラーを破損したものである。

平成24年6月1日提出。

宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

以上のとおりでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） 説明が終わりました。

本件については、議会が委任している事項でございますが、何かご質問ございますか。
加藤議員。

○3番（加藤久民君） 確認になろうかと思えますけれども、基本的には災害廃棄物関係は、業者委託もしくは請負という範疇で、当行政組合の対象にならないような感じがするんですが、なったということで上がってきたと思うんですが、その詳しい内容と、それと当然車両保険処理されていると思いますし、そういった意味では損害の費用は公費からは出ないというふうに思っております。それと、あとは過失割合、これがどういうふうになっているのか、何対何か、その辺の説明をお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず、1つ目の県との委託という部分でのお話でございますが、この業務につきましては、行政組合と県との委託契約の中での廃棄物の処理ということでございますので、直接行政組合が請け負っているというものでございます。

負担割合につきましては、100対ゼロでございます。停止している車に接触したということでございますので、100対ゼロでございます。

○議長（茂市敏之君） 加藤委員。

○3番（加藤久民君） 私が聞いているのは、車両の所有者です。ですから、行政組合がどこに委託しているのかわかりませんが、ということはあるですか、組合の所有する車ですか、その点について。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 失礼しました。

行政組合が臨時職員を雇って、あと車も借り上げております。ですので、行政組合の責任ということになります。

○議長（茂市敏之君） よろしいですか。

そのほかございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） なければ、本件はこれで終わります。

◎議案第 1 号 平成 24 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）

○議長（茂市敏之君） 日程第 4、議案第 1 号 平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） 議案集の 1－1 ページをお開き願います。

議案第 1 号 平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

議案の朗読は省略し、内容についてご説明申し上げます。

第 1 条は、歳入歳出予算の補正で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 5,296 万 1,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 33 億 5,025 万 8,000 円とするものでございます。

第 2 項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額を 1－2 ページの第 1 表、歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

補正の理由は、最終処分場への不燃系災害廃棄物の受入れ及び最終処分場の軽微変更に伴う経費の計上によるものでございます。

それでは、歳出からご説明いたしますので、1－6、1－7 ページの事項別明細書をお開き願います。

3 款衛生費、2 項清掃費、3 目埋立処分地施設費の 5,296 万 1,000 円の増額は、11 節の需用費に重機の借上げに伴う燃料費 376 万 4,000 円を計上するほか、浸出液処理施設の薬品注入ポンプの修繕料 934 万 5,000 円を計上するものでございます。

13 節の委託料は、最終処分場の軽微変更に伴う実施計画策定業務委託料 1,984 万 5,000 円を計上するものでございます。

14 節の使用料及び賃借料は、災害廃棄物の埋立処分に係る重機の借上料 780 万円を計上するものでございます。

15 節の工事請負費は、浸出液処理施設の薬品タンク等の更新に係る工事費 1,165 万円を計上するものでございます。

18 節の備品購入費は、最終処分地等の放射線量を測定する空間線量計の購入費 55 万 7,000 円を計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、1－4 ページ、1－5 ページをお開き願います。

4 款県支出金からご説明いたしますが、3 項委託金は、不燃系災害廃棄物の受入れに伴う災害ごみ処理委託金 6,896 万円を計上するものでございます。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目組合負担金につきましては、ただ今ご説明しました歳入歳出に係る補正額を充当、調整の上、2 節の構成市町村の衛生負担金を 1,599 万 9,000 円減額するものでございます。

以上が平成24年度宮古地区広域行政組合補正予算（第 1 号）の内容でございます。

平成24年 6 月 1 日提出、宮古地区広域行政組合管理者、宮古市長、山本正徳。

よろしくご審議くださるようお願いいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第1号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

松本議員。

○9番（松本尚美君） 1－6、1－7ページを見ていただきたいと思います。2款衛生費、2項清掃費、3目埋立処分地施設費の13節最終処分場の軽微変更実施計画策定業務委託料1,984万5,000円という補正予算が組まれておりますが、この計画については午前中の全協であらましの説明は受けました。それで、今回の災害廃棄物等焼却等に絡んで、焼却灰等々の埋め立ての増量によって対応するということは理解をいたしました。

そこで伺いたいんですが、この実施設計後に当然工事費、実施設計の中で、この業務の中で工事が幾らかかるのかという積算をするということになっておりますが、おおよそこの工事に伴う財政負担といいますか、ゼロの段階ではないとは思いますが、おおよそどれぐらいの事業費を見込んでおられますか。

その他の関連経費というのが、24、25年度実施ということで、重機借上料、燃料費等ということが出ておりますが、本体の部分がちょっと見えないんですが、今時点でどのぐらいの事業費を要する見込みでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） 軽微変更に伴う造成工事、それから当然搬入したものの埋め立てを行いますけれども、原則としては今臨時で雇用しております職員がございしますので、その職員をもって造成を行うという予定です。実際、もし工事が必要になれば、これは25年度の段階で埋め立てがもう完了してまいりますので、そのとき改めて排水設備とかそういうものも必要になってきますので、そのときに実際工事の業者が必要であれば、そのとき発注するというような形になるかと考えております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 今、局長の答えですと、基本的には直営でやるんだというお答えです。それで、私の理解では、遮水シート等が当然かさ上げする際には必要になってくる。そういった施工も当然必要になってくる。資材費も必要になってくるということですよ。それで、極端に言えば、その金額によっては、まず第1点で設計業務含めた計画策定業務のこの1,984万5,000円というのは、非常に大きいなと、逆にですね。これが1億円なのか5,000万円なのか、実際の施工に関しては、そこが見えないというののもちょっとどうなのかなと。もちろんこの業務をやらないと、そういった正確な数字が限りなく出てこないというのは理解はするものの、一体この業務委託でもって幾らの負担が発生してくるのかという部分が見えない中で、不安な部分もありますが、それはないということですか。

○議長（茂市敏之君） 小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） 今お話のありました遮水シート等、これにつきましては、今の最終処分場は旧規格の処分場でございます。新規に整備する場合は、当然遮水シートとかそういう施工が必要になりますが、現状の処分場であれば、そのまま埋め立てが可能ということで、直営を考えているということでございます。

それから、この実施設計の委託料の中には、当然広大な面積の測量も入ってまいりますので、それらも含めた全体の金額ということでございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） だとすれば、もっとちょっとわかりづらいのは、この今の現施設をつくる際にも、当然測量していますよね。そして、その施設を造成して、今の時点に至っていると思うんです、私の理解では。そうすると、今どこを測量するのか。要するに、そのかさ上げをする限定的な地域だけの測量というふうに私は理解するんですが、そんなものが必要なのか。過去の測量データでやれないのかなというふうに思うんですけれども、そこはどういうふうに、もっとかさ上げ、増量計画に資する範囲以外にも測量するというふうにもちょっと聞こえてしまうんですが、そういうことの理解でしょうか。

○議長（茂市敏之君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） お答えします。

今回の業務委託につきましては、先ほど局長のほうから話のあったとおりでございますが、それに加えて今埋め立てしております最終処分場があと十数年で計画では閉鎖になるということになります。その閉鎖を含めての計画を予定してございます。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） わかりました。であれば、午前中の説明なんかでしっかりそこら辺も説明していただければ、あえて質問する必要もないなというふうに思います。

それと、先ほど言いましたけれども、トータルで一体幾らかかるのか、そして、その財源はどう確保していくのかということであります。午前中にはちょっとお話ししましたけれども、趣旨そのものはそのとおりオーケーだと思います。ただ、気になるのは、この県から委託を受けている今回の補正、負担金ですね。それから支出があるので負担金を受け入れて支出という部分はわかりますが、構成市町村に現時点でもう負担割合によって戻してしまうということのようですね。確かに右左という、合わなければならぬということは当然あるんだろうと思うんですが、こういう事業にかかわる当然負担というのは、後年度出てきますよね。ですから、そういった部分で構成市町村の理解いただきながら、やはり私は前にも言った経緯があると思うんですけれども、広域行政組合でも、やはりこういった今回は緊急を要する部分が当然ありますけれども、そういった工事、またはいろんなものに対応するための積立基金に類するものがあっていいのかなという提言をさせていただいたんですが、まさに今回はこういった部分は、私はそういった趣旨にのっとって、広域行政組合がしっかり管理をしながら、次に緊急対応とか、そういった予定外といいますか、想定外の対応をする場合に財源として確保しておく、その結果、スピード感を持ってやれるのではないかなという思いがありますが、今回はそういった検討はされたんでしょうか。管理者にお伺いいたします。

○議長（茂市敏之君） 小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） 今の話は、以前にもお伺いしているところでございますが、行政組合の事業につきましては、それぞれ事業によってし尿処理、焼却、それから最終処分地、それぞれ負担割合も違っております。ですから、これは市町村の理解を得なが

らということで、今後の課題になろうかと思いますが、それぞれ負担金ごとに負担割合も変わっておりますので、それぞれにお金に色がついたような状態になっております。それを一緒にして基金となりますと、なかなかいざ使う際に、仕分けが難しいというようなこともございます。

それから、1つの考え方としては、そういう基金の対応については、各市町村で保有する財政調整基金で対応するという方法もあろうかと思いますが、それについては今後の検討課題だと考えております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 前回お話しした内容の趣旨は、今局長がおっしゃった負担割合に応じて、基金といいながらその何か難しいという話ですが、ではなぜ広域行政組合を構成しているのかと。私はやっぱりこれは前は消防署庁舎の関連でお話をした経緯もありますけれども、やはり緊急対応するのは、そういった中身の話ではなくて、やはりスピード感を持って対応するというのが趣旨ですね。

それから、広域行政組合を構成する一つの趣旨は、コストダウンというのももちろんありますけれども、やはり力を合わせて困ったときは助け合うんだというような趣旨も私は大きいポイントがあると思います。そういったものが一体どういった部分で表現されていくのか、また实际的に運用の面でどういった事業、またはそういった施策がされていくのか、これだと単に寄せ集めの部分になってしまいますよね。

ですから、今回の災害を含めて反省点では、やはり広域のこういった大規模な部分であれば、私はやっぱりそういった基金の造成に理解をしていただくのはもちろんですけれども、基金造成をして次なる備えに備えていく。まさに私はこれが1つの今回何か特にポイントだというふうに思うんですが、管理者はどうでしょうか。

○議長（茂市敏之君） 山本宮古市長。

○管理者宮古市長（山本正徳君） それぞれ考え方はあろうかと思いますが、私はそれぞれの市町村がやはり基礎自治体でありますから、そういうところでこういう財政的なものは考えればいいというふうに思います。ですから、ちょっと松本議員とは私は少し異なる意見というか、考えを持っています。

それで、各市町村がそれぞれそういう場合のための基金を持っているのは必要があるかと思いますが、あえて広域行政組合がそのような機能を持たなくても、機能するのではないかというふうに思っております。

○議長（茂市敏之君） 松本議員。

○9番（松本尚美君） 考えが違えば、それで話が、議論が進まない話にはなりませんが、確かに基礎自治体それぞれがしっかりと次に、災害を含めて、そういった緊急対応に備えた財政をしっかりと確保するというのは、もちろんそれはそれで基本だと思います。

ただ、私は今回の災害の教訓として、例えば被災者の方々に対する支援を行うにしても、裏づけをいちいち各構成自治体にしっかりと確認をとりながらやるということが、本当に緊急の場合できるのかどうか。そういった面で多く金額の問題も当然あるとは思いますが、やはり一定規模の広域行政組合の管理者を含めて、消防もありますけれど

ども、そういった判断である程度支出が可能な、対応が可能な基金という部分は、私は大事だこう思うんです。そういった意味で、提言も申し上げておきます。管理者と考え方が違うという、ばっさり言われていますから、これ以上議論してもこの場では何ともなりませんけれども、いずれそういったことを改めて提案、提言申し上げたいと思います。

終わります。

○議長（茂市敏之君） そのほかございませんか。

（発言する者なし）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号 平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は原案どおり可決されました。

議案第1号

平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）

平成24年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ52,961千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,350,258千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成24年6月1日提出

宮古地区広域行政組合

管理者 宮古市長 山 本 正 徳

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳 入		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 分担金及び負担金		3,076,013	△15,999	3,060,014
	1 負担金	3,076,013	△15,999	3,060,014
4 県支出金		141,975	68,960	210,935
	3 委託金	124,589	68,960	193,549
補正されなかった款項にかかる額		79,309		79,309
** 歳 入 合 計 **		3,297,297	52,961	3,350,258

2 歳 出		(単位・千円)		
会 計	宮古地区広域行政組合一般会計			
款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 衛生費		1,021,173	52,961	1,074,134
	2 清掃費	1,021,164	52,961	1,074,125
補正されなかった款項にかかる額		2,276,124		2,276,124
** 歳 出 合 計 **		3,297,297	52,961	3,350,258

◎議案第２号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

○議長（茂市敏之君） 日程第５、議案第２号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小野寺事務局長。

○事務局長（小野寺善彦君） 議案集の２－１ページをお開き願います。

議案第２号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

本案は、岩手県市町村職員互助会の名称が、一般財団法人岩手県市町村職員健康福利機構に変更されたことに伴い、条例中の該当条文の名称を改めるものでございます。

なお、議案の朗読は省略させていただきます。

平成24年６月１日提出、宮古地区広域行政組合、管理者宮古市長、山本正徳。

理由、財団法人岩手県市町村職員互助会の名称変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由でございます。

よろしくご審議くださるようお願いをいたします。

○議長（茂市敏之君） これより議案第２号に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） ないようですので、これをもちまして質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案どおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（茂市敏之君） 異議なしと認めます。

よって、議案第２号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案どおり可決されました。

◎閉 会

○議長（茂市敏之君） これをもちまして、本会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成24年６月宮古地区広域行政組合議会臨時会を閉会いたします。

午後 １時２７分開会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成 年 月 日

宮古地区広域行政組合議会議長 茂 市 敏 之

署 名 議 員 松 本 尚 美

署 名 議 員 山 崎 幸 男